

## I 市長の政治姿勢について

### (1) 日本国憲法 9 条をまもり生かす市政について

《回答》（総務部鈴木市長）

それでは、日本共産党藤沢市議会議員団、土屋議員の代表質問にお答えいたします。

私からは、件名 1「市長の政治姿勢について」の要旨 1「日本国憲法 9 条をまもり生かす市政について」にお答えいたします。

現行憲法は、昭和 22 年 5 月 3 日に施行され、国民主権 3 基本的人権の尊重、平和主義の三原則のもと、今日に至るまで、我が国の発展に重要な役割を果たしてきたものと認識しております。その中で、平和主義の原則のもと、憲法 9 条の規定は 3 我が国の安全平和に大きく寄与してきたとも認識しているところであります。

国会では、平成 19 年に日本国憲法の改正手続に関する法律が成立し、衆参両議院に憲法審査会が設置され、憲法論議が進められてきた経過がありますが、特に平和主義につきましても、平成 26 年に集団的自衛権の行使を認めるよう憲法解釈を変える閣議決定がなされ、自衛隊の活動範囲や対象の拡大などについて、慎重な議論がなされてきた経過がございます。

憲法は、国の最高法規でありますことから、改正の必要性、または、改正に至る場合には、その内容について、まず、国において活発かつ広範な憲法論議を行っていただき、その上で、国民・市民に対する十分な説明がなされ、国民的な議論が高まっていくことが、何より重要であると考えているところであり、私としましては、今後の動向について注視してまいりたいと考えております。

### (2) 核兵器廃絶「宣言」と「条例」を実現する

取組について

《回答》（企画政策部渡辺企画政策部長）

続きまして、要旨 2 核兵器廃絶「宣言」と「条例」を実現する取組について、お答えいたします。

まず、1 点目、核兵器禁止条約についての見解と、この条約に署名するよう首相に対して働きかけるべき、とのご質問でございます。

平成 29 年 7 月に国連で採択された「核兵器禁止条約」につきましては、核兵器のない世界の実現への具体的な第一歩であり、被爆者の方々の核兵器廃絶に向けた長年の草の根の活動が国際的な世論の喚起を大きく後押ししたものと認識しております。

本市といたしましては、日本非核宣言自治体協議会や平和首長会議等と連携する中で、唯一の戦争被爆国として、核兵器廃絶と恒久平和の実現に向けた取組を進めるとともに、政府には、核兵器保有国と非核兵器保有国の橋渡し役としての先導的な役割を担っていただきたいと考えております。

(防災安全部吉原防災安全部長)

続きまして、2 点目の「厚木基地でのジェット機爆音や危険なオスプレイの厚木基地への飛来を中止するよう申し入れるべき。」というご質問にお答えいたします。

本市では、県や米軍基地に関係する自治体で構成される神奈川県基地関係市連絡協議会に加盟し、基地周辺住民が安全で快適に暮らせるよう、国に求めているところでございます。本協議会においては、昨年 8 月に、外務省及び防衛省等に対して、重点要望項目として、厚木基地における空母艦載ジェット機等による騒音の解消につきまして要請を行い、合わせて、外務省に対し、オスプレイ等米軍機の事故防止及び安全確保につきまして、万全の措置を講じるよう、要請を行っているところでございます。

また、県や本市を含む、厚木基地周辺 9 市で構成する厚木基地騒音対策協議会においても、昨年 10 月に外務省、防衛省及び米国大使館等に対して、空母艦載機の移駐等、航空機騒音の解消に向けた取り組みを確実に実施し F 基地周辺住民の負担を軽減するよう強く要請を行っているところでございます。

なお、厚木基地から岩国基地への空母艦載機の移駐につきましては、昨年 8 月から開始され、本年 5 月にかけて、段階的に移駐が行われていくものと認識しております。

本市といたしましては、今後も、長年にわたる市民生活の不安の解消に向けて、基地の整理・縮小の推進を含め、県や基地関係市とともに、粘り強く要請を行ってまいります。

(3) 大型開発や不要不急の道路建設はやめ、公共事業は生活密着型に切り換え、税金は市民の福祉・医療など暮らし優先に使うことについて

《回答》(財務部関口財務部長)

続きまして3点目の「大型開発や不要不急の道路建設はやめ、公共事業は生活密着型に切り換え、税金は市民の福祉・医療など暮らし優先に使うこと」についてお答えいたします。

平成30年度予算が市民の暮らし優先の予算になっているか、とのお尋ねでございますが、平成30年度予算は喫緊の課題である待機児童対策などの子育て支援施策のほか、障がい児者への介護給付や医療費助成、また教育環境の充実など、市民生活に身近な事業にはしっかりと対応した内容になっているものと考えております。ご指摘の大型開発や道路建設等の都市基盤整備事業に

つきましては、効果的な公共投資は市内経済の好循環を生み出す効果もございますことから、こうした投資向けの財源に福祉や医療、子育てなど市民の暮らしに充てる財源とのバランスについて、今後の財政運営におきましても考慮、しながら、限りある財源を有効に活用してまいります。

(4) 公共施設再整備のあり方について

《回答》(企画政策部渡辺企画政策部長)

続きまして、要旨4「公共施設再整備のあり方について」お答えいたします。

公共施設の再整備にあたっては、複合化とPFI手法の導入を前提とした方針はやめるべき、というご質問でございますが、本市が保有する公共施設については、その半数以上が建設後30年を超えており、今後多くの施設が更新時期を迎えてまいります。

少子超高齢化、人口減少等による人口構成の変化や、厳しい財政状況が続くことなどを背景として、平成25年度に「藤沢市公共施設再整備基本方針」を策定し、公共施設の「安全性の確保」「長寿命化」,「機能集約・複合化による施設数の縮減」の3つを、公共施設再整備の基本的な考え方といたしました。この基本方針の実行計画である「再整備プラン」に基づいて、これまで藤沢公民館・労働会館や、善行市民センター・公民館の再整備事業において、地域でのご理解をいただきながら複合化に取り組んできたところでございます。

また、平成27年12月の内閣府通知に基づき、「藤沢市PPP/PFI手法導入優先的検討規程」を、平成29年3月に定め、一定規模以上の公共施設整備事業にあたっては、PPP/PFI手法の導入の検討を行うこととしております。

今後とも、公共施設再整備にあたっては、財政支出の削減と平準化、国庫補助などの特定財源の確保、施設の運営方法等、多角的に検討し将来負担の軽減を図りながら、持続的な行政サービスの提供が可能となるよう、取り組んでまいりたいと考えております。

件名2. 災害から市民のいのちをまもることについてです。

要旨 地震・津波対策についてです。神奈川県地震被害想定が2015年3月に変わり、浸水想定も今までよりも広範囲になりました。しかし全戸配布されたハザードマップも津波避難情報看板も4年前と同じく古いままです。まずは早急にこれらを新しくすべきです。津波対策では、相模湾沖でのGPS波浪計と共に海底水圧計の運用を含め多種多様な沖合観測網の整備を県と国に求めるよう要望すべきです。

要旨(1) 「地震・津波対策を市民と共に充実すること について」のご質問にお答えいたします。

まず、津波避難対策につきましては、本市はこれまで、現在の津波ハザードマップに基づいて、沿岸地区の市民との協働により、津波避難訓練等を行ってまいりました。神奈川県による津波浸水想定の見直しにより、新たに区域内となった場所や、避難目標及び経路の変更が必要な場合もございますが、より早く遠

くへ逃げるとしづ対策の基本は変わらないことから、引き続き、避難対象の市民に対して、丁寧な説明を行いつながら、津波避難対策の充実を図ってまいります。

要旨 脱原発を宣言し、自然エネルギーの地産地消の具体化についてです。

今月3月11日が東日本大震災が発生してから7年目になります。同時に福島第一原発の被害を受けた福島では現在も約5万人が避難生活を余儀なくされ、その約7割の方が今でも県外に避難されています。

本市議会では2012年大飯原発再稼働反対の意見書が採択され、また、一昨年9月にも「原発事故避難者の住宅無償を求める意見書」も採択されました。

原発事故は二度と起こしてはなりません。しかし、国内では現在川内原発と1基と高浜原発2基が稼働し、政府は更なる再稼働をおし進めています。

横須賀の原子力空母の重大事故が発生すれば首都圏3600万人の命に関わります。鈴木市長、原発ゼロをまず、宣言すべきです。

その上で、原発エネルギーに頼らない自然・再生可能エネルギーの開発を急ぎ、地域経済の活性化も実証されているエネルギーの地産地消に取り組むべきです。見解を聞きます。

《回答》(環境部環境部長)

続きまして、要旨2「脱原発を宣言し、自然エネルギーの地産地消をすすめること」につきまして、お答えいたします。

東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所の事故を受け、国内外のエネルギーをめぐる環境が大きく変化をする中、自然の中から生まれる太陽光などのエネルギー、いわゆる再生可能エネルギーの地産地消を進めることにつきましては、災害時における安全・安心なエネルギー対策や、地球温暖化対策の点からも、大変重要で、あると考えております。

そのために、再生可能エネルギーへの転換を促進し、エネルギーを効率的に活用するため、昨年3月に改定を行いました『藤沢市地球温暖化対策実行計画』におきましても、重点プロジェクトの中に、「エネルギーの地産地消の推進」をはじめ、「再生可能エネルギー・分散型電源の導入促進」や「ごみ焼却発電による再生可能エネルギーの有効活用の促進」などを定め、再生可能エネルギーの地産地消の推進を図っているところでございます。

また、昨年4月にスタートした「北部環境事業所余剰電力地産地消事業」では、特に児童・生徒に対して、電力の地産地消を紹介するために、市立学校全校にポスターを配布したり、リサイクルプラザ藤沢に見学対応の展示ブースを設けたりするなどの取組を行ってまいりました。

本市といたしましては、今後も、エネルギーの地産地消を見据えた再生可能エネルギーの普及促進に、市民の皆さんとともに、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

要旨 2015年5月の水防法改正の下で河川の洪水浸水想定区域の大幅な見直しがされました。今後、境川につづいて引地川水系の浸水想定の見直しも予定されています。これらの情報については津波と同様にまずはホームページで周知すると共に、早急に新しい浸水想定マップをつくり住民への周知を徹底すべきです。

境川と引地川の両河川は護岸改修や遊水地の建設も進みつつありますが、これらの河川に流れ込む一色川や白旗川、蓼川などの支流での水害が問題になっています。さらに、健康と文化の森やその周辺の源流域を開発したことにより、小出川の下流域の寒川町などでは毎年のように水害がおきています。都市型水害も含めて、藤沢市にとって水害対策は喫緊の課題です。我が国は河川の河口域に位置する藤沢市は特別の対策が求められる事から、以前から「水循環都市」をつくることを主張し、雨水の地下浸透策を提案したり、市民の協力を得て一気に川に雨水を流さない方策をとるべき事も主張してきました。市の総合的な水害対策の抜本的強化を求めるものです。見解を問います。

《回答》(下水道部鈴木下水道部長)

続きまして、市の総合的な水害対策の抜本的強化を求めるご質問についてでございますが、境川、引地川、琴川及び小出川については、河川管理者である神奈川県が河川整備計画に基づき護岸や遊水地等の整備を行い、準用河川や下水道の整備は本市で順次進めております。

都市部における浸水被害が顕著な境川や引地川及び琴川は、特定都市河川及び流域に指定され、河川管理者、下水道管理者及び流域の地方公共団体が一体となって、雨水の流出を抑制するための規制を行っております。さらに本市では、開発事業者等に対する雨水貯留浸透施設の設置を指導するなど、浸水被害の防止のための総合的な対策を講じているところです。

また、小出川流域でまちづくりを進める健康と文化の森地区では、病院建設において、設置義務以上の雨水貯留施設を設置するなど官民連携による浸水対策等を推し進めるとともに、遠藤笹窪谷の活用など、自然環境が有する多様な機能を活用した防災、減災対策ともなるグリーンインフラの取組も検討しているところであります。

こうした継続した取組や強化施策を講じることで、ご指摘のあった雨に強いまちづくりや良好な水循環の形成に努めてきているところでございます。

今後につきましても、これらの事業を着実に進め、流域全体としての自助・共助による取組の強化を図ることで、浸水被害の低減に努めてまいりたいと考えております。

#### 要旨 Jアラート訓練について

藤沢市は2018年1月31日に神奈川県が実施する「Jアラート一斉再生訓練」に伴う「国民保護サイレン」の放送と市民の避難行動への協力も求めて、関係者とりわけ小中学校、幼稚園、保育園等に協力を求め周知をはかりました。この訓練は、国の要請を受け入れ、神奈川県が県内自治体に実施要請したのですが、神奈川県内の自治体では訓練を実施しなかったところもあります。

藤沢市議会の2017年6月議会では、避難訓練を自治体に実施すること等を求めた陳情が提出され総務常任委員会での審議の結果、全会一致で、趣旨不承になっています。藤沢市は議会の意向を尊重すべきです。

藤沢市がしなくてはならないことは、Jアラートの放送や避難行動を求めるなど市民の恐怖心と不安をおおることではなく、国や県に対し、戦争を起こさせないための外交努力を尽くすよう働きかけることです。

回答》（防災安全部 吉原防災安全部長）

続きまして要旨4「Jアラート訓練について」お答えいたします。

本市では、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」いわゆる「国民保護法」に基づき、市域において、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、「藤沢市国民保護計画」を定め、武力攻撃事態等に備えて必要な対策を講じているところでございます。この一環といたしまして、市民に万が一に備えた対応につきまして、広く周知を図っていく必要があるものと考えてございます。

国民保護サイレン放送については、武力攻撃やテロなどが迫り又は発生した地域の住民に、身の安全確保や早急な避難等を呼びかけることを目的に、全国瞬時警報システム（Jアラート）を用いて放送されるものでございます。今回の訓練につきましては、この国民保護サイレン放送を広く市民に知っていただくことを主な目的とし、命を守り、被害を最小限に留めるために必要な行動について理解を深めていただく機会として実施したものでございます。



### 3 憲法を生かし、市民の福祉、くらしの施策を拡充することについて

#### (1) 地方自治体の役割は市民の福祉とくらしを守る砦であることについて

《回答》（福祉健康部片山福祉健康部長）

件名3、「憲法を生かし、市民の福祉、くらしの施策を拡充することについて」の要旨1、「地方自治体の役割は市民の福祉とくらしを守る砦であることについて」にお答えいたします。

少子超高齢社会が進展する中で、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、社会保障制度をはじめとする、行政サービスの充実はますます重要になっていると認識しております。

特に近年は、市民生活におけるニーズは多様化しており、分野横断的な行政サービスの提供や、複合的な地域生活課題に対応した支援体制の構築が求められております。

そのような観点から、本市では、高齢者はもとより、すべての市民を対象とした地域包括ケアをめざしておりますが、その実現のためには、地域における多様な主体との協働による支援体制づくりが重要な基盤となると考えております。

市といたしましては、今後とも、住民福祉を担保する責任主体として、時代の変化に対応するための既存事業の見直しも行いつつ、庁内横断的な連携とマルチパートナーシップの視点を重視し市民のくらしを守るための諸施策に取り組んでまいります。

#### (2) 国民健康保険料を引き下げることについて

《回答》（福祉健康部片山福祉健康部長）

続きまして、要旨2、「国民健康保険料率を引き下げることについて」のご質問にお答えいたします。

国民健康保険につきましては、平成30年度から財政運営の責任主体が都道府県になり、保険料率については、都道府県が算定した標準保険料率を参考にしながら、市町村が決定し、被保険者から保険料として徴収することとなります。

この制度改正に伴い、国では、大規模な財政支援の拡充を行うことで、市町村における保険料の負担緩和を目的とした一般会計からの法定外繰入については、計画的、段階的に解消を図ることとしております。

このような状況の中、本市では、平成29年度において、1人あたり約4,400円の保険料の引き下げを行っております。

平成30年度以降につきましても、適正な保険料率について、検証を行うとともに、収納率の向上や医療費適正化を図ることで、保険料の抑制に努めてまいりたいと考えております。

#### I(3) 特養ホームの大量建設など介護保険制度の充実を図ることについて

《回答》（福祉健康部片山部長）

続きまして、要旨3、特養ホームの大量建設など、介護保険制度の充実を図ることについてお答えいたします。特別養護老人ホームにつきましては、各期ごとに定める介護保険事業計画に基づき整備を進めており、第6期介護保険事業計画の最終年度となる今年度末には、1,340床の整備が完了する予定となっております。

一方、待機者の状況につきましては、ピーク時と比べて減少傾向にはございますが、まだ完全に解消するまでには至っておりません。

市といたしましては特別養護老人ホームのセーフティネットとしての役割を踏まえ、施設サービスと在宅サービスのバランスを図りながら、適切に整備を進めてまいりたいと考えております。

#### (4) 藤沢型地域包括ケアシステムは藤沢市が主体で進めることについて

《回答 》（福祉健康部片山福祉健康部長）

続きまして、要旨4、「藤沢型地域包括ケアシステムは藤沢市が主体で進めることについて」でございますが、本市がめざす藤沢型地域包括ケアシステムの取組は、地域共生社会の実現に向けた国の方向性と合致するものでございます。

そして、その取組の重要な柱となるものは、多様化する生活課題の解決に向けて、地域が持つ力と公的な支援機関等が力を合わせ、地域力の強化を図ることでございます。

そのために、行政の責務として、サービス提供基盤の整備や専門性の強化、そして相談支援体制の充実に取り組むとともに、地域の多様な主体と協働しマルチパートナーシップによる地域づくりを進めていくことが重要であると考えております。

市といたしましては、市社会福祉協議会をはじめ、様々な関係機関等と連携を図りながら、藤沢型地域包括ケアシステムの基盤となる支えあいの地域づくりと、包括的な支援体制の整備に取り組むために、適正な職員配置や財源の確保について、関係部局と協議を進めてまいります。

#### (5) 貧困対策と生活保護行政について

《回答 》（片山福祉健康部長）

次に、要旨5「貧困対策と生活保護行政について」でございますが、生活保護基準の見直しにつきましては、急激な影響が出ないよう段階的に実施されることとされております。しかし基準の見直しにより、生活扶助費に増減が出る世帯があることは認識しておりますので、それらの世帯の状況を細やかに把握し、今回の制度の見直しで新たに創設される支援策なども活用しながら、丁寧な支援を行ってまいります。

次に、生活保護受給者の支援につきましては、担当ケースワーカーによるきめ細やかな支援に加え、就労支援相談員や子ども支援員等を配置し重層的かつ専門的な支援を行っております。また、関係機関との連携により、受給者一人ひとりの状況に応じた切れ目のない支援をしており、受給者世帯の安定、自立が図られているところでございます。

今後も引き続き、受給者の立場に立ち、寄り添った支援を心がけてまいりたいと考えております。

## 4 子どもの発達を保障する教育環境整備と子育て支援策の拡充について

### (1) 教育環境整備の拡充をすることについて

《回答 》（教育部小林教育次長）

件名4 子どもの発達を保障する教育環境整備と子育て支援策の拡充について、要旨(1) 教育環境整備の拡充をすることの一点目木市のマンモス校・プレハブ校舎解消の見通しについて、お答えいたします。

まず、過大規模校の解消については、学区の変更が必要ですが、隣接する学区においても児童生徒数の増加が見込まれるため、当該校の学区を一部変更することによって過大規模校の解消を図ることは難しい状況でございます。

次に、仮設校舎の状況といたしましては、現在、小学校は12校17棟58教室、中学校は2校2棟8教室でございます。

近年、大規模な宅地開発やマンション建設などにより、児童生徒数が急激に増加し、一時的に教室数が不足するものの、将来的に児童生徒数の減少が見込まれることなどから、仮設校舎での対応をしております。

また、平成29年度の児童生徒数推計では、おおむね現状の教室数と仮設校舎で対応できると見込まれることから、今後も児童生徒数の推移を注視してまいります。

《回答》(教育部村上教育部長)

次に、二点目の少人数学級の推進についてでございますが、「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律」に基づき、小学校1年生の学級においては35人、小学校2年生から中学校3年生までの学級においては40人を学級編成の標準としております。

県内では、きめ細やかで、質の高い教育の推進を図るため、小学校2年生について、学級編成基準を改正せず、加配定数等を活用することによって36人以上学級を解消し、35入学級としております。

教育委員会といたしましても、少人数学級の実施がきめ細やかな指導につながることは認識しておりますが、少人数学級を推進していくためには、教員の配当数増が必要となります。

これまでも、県に対し必要な人員配置増について要望をしておりますが、今後も強く要望してまいりたいと考えております。

(2)中学校給食はデリバリー方式をやめ自校

方式に切り替えることについて

《回答》(教育部小林教育次長)

次に、要旨(2)の「中学校給食はデリバリー方式をやめ自校方式に切り替えを」についてお答えいたします。

本市の中学校給食について、その実施方法をデリバリー方式に決定した理由といたしましては、単独校方式や共同調理場方式では、建設に時間がかかり、全校実施までに相当の期間が必要となること、また、各教室での配膳に要する手間や時間を考慮し、デリバリー方式にしたものでございます。

なお、試行期間中に生徒、保護者及び教職員に対してアンケート調査を実施いたしました。概ね好評を得ており、課題であった日課表への影響も少なかったことが確認できております。

教育委員会としましては、1年5カ月の試行結果から、デリバリー方式の中学校給食を全校で実施する際の課題については、解決が図られたものと判断しており、今後も当該方式による給食を全校に拡大したいと考えております。

(3) 中学校卒業までの医療費無料化は所得制限をつけるのをやめ、高校卒業まで拡大することについて

《回答》(子ども青少年部村井子ども青少年部長)

次に、要旨(3)「中学校卒業までの医療費無料化は所得制限をつけるのをやめ、高校卒業まで拡大すること」、についてお答えいたします。

小児医療費助成制度につきましては、「藤沢市市政運営の総合指針 2020」の重点事業の一つとして位置づけ、子どもの医療費に係る保護者の経済的負担を軽減することにより、安心して子育てができる環境づくりのさらなる推進を図るため、対象年齢の拡大に向けた検討を行ってまいりました。

小児に対する医療費助成につきましては、子育ては社会全体で支える、未来を担う子どもたちの健やかな成長を支援するという点において、すべての子どもたちに対し助成を行うことが望ましいものと考えております。

しかしながら、対象年齢の拡大にあたりましては、限られた財源の中で継続的かつ安定的な制度運営を図る必要がありますことから、平成31年4月から通院に係る医療費助成の対象年齢が現行の小学校6年生から中学校3年生まで拡大するとともに、拡大対象となる中学生に対しましては所得制限を設けて実施してまいりたいと考えております。

(4) 安心して預けられる認可保育園増設で待機児童を解消することについて

《回答》(子ども青少年部村井子ども青少年部長)

続きまして、要旨(4)「安心して預けられる認可保育園増設で待機児童を解消すること」について、お答えいたします。

本市においては、保育需要の急増に対応するため、平成27年4月に策定した「藤沢市保育所整備計画(ガイドライジ)」に基づき、認可保育所等の整備を進めております。

しかしながら平成29年4月1日現在の国基準待機児童数は「148名」であることなど、ガイドライン策定時の保育ニーズの見込みを上回る実情を踏まえ、ガイドラインの中間見直しを行うとともに、平成31年4月以降の保育め需要に対応するため、需要の高い地域を対象に、認可保育所設置運営事業者の公募を速やかに進めてまいります。

認可保育所の新設は待機児童の解消に効果的である反面、4歳児以上の定員枠が供給過剰となるなどの課題もありますので、認可保育所の新設の他、藤沢型認定保育施設の活用や認定こども園への移行支援など、様々な手法により、保育ニーズに対応してまいりたいと考えております。

(5) 就学援助制度や給付型奨学金制度の拡充することについて

《回答》(教育部小林教育次長)

要旨(5) 就学援助制度や給付型奨学金制度の拡充することの一点目就学援助費の小学校の新入学に要する費用の前倒し支給及び給付型奨学金制度の拡充についてについてお答えします。



教育委員会といたしましては、まずは中学校の新入学費用の前倒し支給について、着実に実施できるよう準備を進めてまいりたいと考えております。

また、小学校の新入学に要する費用を前倒し支給することにつきましては、申請方法を始め、世帯状況や所得の把握などの課題がございますが、今後も県内各市との情報共有を図り、実施に向けての課題の整理をしてまいりたいと考えております。

つぎに給付型奨学金制度の拡充についてでございますが、本市の給付型奨学金制度における事業効果を検証するとともに、今後の国の高等教育の無償化や給付型奨学金制度の動向を踏まえ、あわせて財政状況も勘案した上で検討してまいりたいと考えております。

## 5 地域経済の振興のためのまちづくりと地元中小業者対策について

### (1) 地方自治体の産業政策とまちづくりについて

《回答》(中峯経済部長)

それでは件名5「地域経済の振興のためのまちづくりと地元中小業者の対策について」、要旨1「地方自治体の産業政策とまちづくりについて」お答えします。

本市の企業誘致支援施策につきましては市外から企業を誘致するだけでなく既存企業の事業拡大や市外輸出の防止を図ることを目的としております。

市内企業の99%が中小企業であることから、本市の制度では、税制上の支援措置を受けるための要件の緩和や、雇用奨励補助制度における支援内容の拡充など、中小企業に対して、より一層手厚い支援内容になっております。

また、大企業が立地することで、それに関連する中小企業との相乗効果が得られることから、本市の財政基盤を強固にすること及び市内経済の持続的な好循環のためにも企業規模を問わず市内経済の発展に寄与する企業に対し支援を行うことは、重要であると考えております。

都市開発と連動した産業政策につきましては、まちの魅力づくりや賑わいの創出のためには必要な施策として捉えており、こうした取組により経済の好循環が生まれ、市全体の活性化や財政基盤の確立に繋がるものと認識しております。

### (3) 都市農業の振興策を抜本的に強化することについて

《回答》(経済部中峯経済部長)

都市農業の振興策を抜本的に強化することについてお答えいたします。

本市の農業は、温暖な気候と平坦な地形等自然条件に恵まれ、かつ大消費地を抱える都市近郊という有利な立地条件のもとで、多様な生産活動が展開され、市民に新鮮で安全な農産物を提供しているとともに、農業生産の基盤である農地は、都市の中の緑地空間、防災空間として生活環境保全の面からも大きな役割を果たしています。このような、貴重な資源である本市の農業につきましては、市内全体で将来にわたり継続し、保全していかなければならない財産であると考えております。

そのために、本市農業の安定的な継続と、良好な都市環境の形成を目指すため、昨年3月に「藤沢市都市農業振興基本計画」を策定し、この計画に基づき、関係者と共に取り組みを推進しているところでございます。

藤沢の農業を守るため予算をつけて、抜本的な対策をとのご指摘をいただいておりますが、国庫補助事業等も活用しながら、本市の農業を守っていくための予算確保に努力してまいりたいと考えております。

また同時に市民に対して、農業を身近に感じていただけるよう、地産地消講座の充実やイベント等において本市農業のPRを積極的に進めてまいります。

#### 【再質問】

3 憲法を生かし、市民の福祉、くらしの施策を拡充することについて

(5) 貧困対策と生活保護行政について

《回答》(片山福祉健康部長)

貧困対策と生活保護行政についての再質問にお答えします。

本市の生活保護のしおりにつきましては、保護は憲法 25 条に保障された権利であることを明記しており、その上で、守るべき義務の羅列ではなく、制度の内容がよりわかりやすいものとなるよう、毎年、内容を精査し、改訂しております。

また、生活保護の申請は国民の権利でありますので、相談者、申請者に寄り添い、「必要な方には、必要な保護を実施する」という、認識を持ちまして対応しております。従いまして申請を拒否するということは、本市におきましては、一切ございませんので、よろしく願いいたします。